

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年2月24日)

陳情4年危機管理第4号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-4 (R4.02.16)	危機管理	島根原子力発電所2号機の早期再稼働の了解について	

▶陳情事項

県民の暮らしを支え、経済活動の基盤である低コストで環境負荷の少ない電力の安定供給のため、運転上の安全性の確保を大前提として、鳥取県は、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了解すること。

▶陳情理由

良質で安価な電気の安定供給は、私たちの日常生活はもとより、すべての企業活動の必要条件である。

特に、製造・加工のものづくり産業の製品製造過程では、大小の機械や、機械類を運転・制御するためのIT機器などの動力として、安定した質の良い電力供給が必須となっている。

また、現在全世界は、地球温暖化を抑制するために、カーボンニュートラルを目指し、太陽光発電や風力発電などの再生エネルギーの導入が拡大している。

再生エネルギーは、その発電量と電力の品質が自然条件に大きく左右され、安定化のため火力発電で補完している状況である。

火力発電の燃料である石炭、石油、LNGは、日本はほぼ全量を輸入しており、その価格は世界の需要により大きく変動し、輸送は国際情勢の変化を直接受けることになる。現在、LNGや原油の値上がりは著しく、深刻な電力不足とエネルギー価格の高騰が危惧されている。

電気料金の高騰は暮らしを直撃するとともに企業の製造原価の上昇に直結し、市場競争力に大きく影響する。

原子力発電は、安全性の確保を大前提に、低炭素で優れた安定供給性と効率性をもつ重要なベースロード電源である。安全性を前提に、電力の安定供給を第一とし、電気料金の高騰抑制、環境対策のため、現実的な対応として原子力発電を含めたエネルギーミックスの推進が求められている。

このような中、中国電力が原子力規制委員会に対し申請していた島根原子力発電所2号機が、新規制基準に適合していると認められ、「原子炉設置変更許可」が行われた。

これに伴い、国は、立地自治体である鳥取県とともに、鳥取県に対しても、「新規制基準に適合すると認められた場合には、再稼働に求められる安全性が確保されていることが確認されたとして、再稼働を進める」という政府方針に理解を求めてきたところである。

ついては、安全を第一として、カーボンニュートラルの推進と、県民の暮らしを支え経済活動の基盤である電力の安全供給のために、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了承されるよう陳情する。

▶提出者

中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会	会 長	安来商工会議所	会頭	木口	重樹
〃	副会長	米子商工会議所	会頭	坂口	平兵衛
〃	副会長	松江商工会議所	会頭	田部	長右衛門
〃	副会長	境港商工会議所	会頭	堀田	收
〃	副会長	出雲商工会議所	会頭	三吉	庸善
〃	副会長	平田商工会議所	会頭	大谷	厚郎
〃	副会長	安来市商工会	会長	藤原	敏孝
〃	副会長	米子日吉津商工会	会長	土井	一朗
〃		大山町商工会	会長	山根	均
〃		南部町商工会	会長	仲田	司朗
〃		伯耆町商工会	会長	足尾	賢二
〃		日南町商工会	会長	福田	一哉
〃		日野町商工会	会長	中西	康夫
〃		江府町商工会	会長	川端	雄勇
〃		まつえ北商工会	会長	榎原	顯
〃		まつえ南商工会	会長	土江	博美
〃		東出雲町商工会	会長	岸本	孝弘
〃		出雲商工会	会長	山崎	茂樹
〃		斐川町商工会	会長	植田	登志雄

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 平成25年11月21日の中国電力からの島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告については、意見を留保している。回答にあたっては安全協定の改定が前提。
- 2 島根2号機については、令和3年9月15日の原子力規制委員会で新規制基準に適合していると判断され、審査書が了承され（審査合格）、原子炉設置変更許可。
- 3 これを受け、中国電力は留保していたものについて回答を求めてきた。
- 4 9月16日には、審査合格を受けて、資源エネルギー庁長官から鳥取県知事に対して、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請があった。
- 5 12月14日に、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、島根県が再稼働判断を行うにあたり、本県の意見について照会があった。
- 6 中国電力は、県、米子市及び境港市からの要請に基づき、米子市、境港市の住民に対し、島根原発の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行った（境港市10月15日、米子市10月18日）。

【県の取組状況】

- 1 県、米子市及び境港市は、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受けて、島根2号機の審査結果、島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制、国のエネルギー政策、島根原発の安全対策、必要性について、住民説明会を県内で5回開催し、県民への情報提供を行った。
- 2 県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、各顧問の専門的・技術的観点から審査結果を慎重に確認し、その結果を知事に報告した。
- 3 米子市、境港市の各種団体の代表で構成された原子力発電所環境安全対策協議会と県との合同対策会議を開催し、同協議会委員に対して、住民説明会での情報提供と同じ内容及び、県原子力安全顧問からは県原子力安全顧問会議での検証結果について情報提供を行った。
- 4 県、米子市及び境港市は、中国電力及び国に対し、住民に対する説明責任を果たし、理解を得るよう求めている。
- 5 安全協定について、島根2号機の審査合格後、県、米子市、境港市と中国電力との間で改定の協議を再開した。
- 6 県は、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市の意見を聞き、県議会とも協議を行い、その意向を踏まえて、慎重に判断していくこととしている。

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年2月24日)

陳情4年危機管理第7号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-7 (R4.02.21)	危機管理	原発災害時の屋内退避中の支援体制に関する住民への具体的な説明について	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県は、原発災害時の屋内退避の効果的な継続に不可欠な行政による支援体制について、その内容を丁寧に具体的に住民に説明し、周知すること。</p>			

▶陳情理由

島根原発から概ね30km圏内の境港市・米子市・鳥取県は、緊急時防護措置を準備する地域（UPZ）として、原子力災害時の避難計画作成を国から義務づけられている。「鳥取県原子力防災ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）によると、被ばくを予防・低減するため、UPZ圏の住民は初期対応として屋内退避を行い外出できない状態が続く。

屋内退避は、原発事故最初期に、住民の健康と安全を守るための重要な防護措置である。現時点では、屋内退避に関し、住民に3日間の備蓄を呼びかけ、自宅等に留まれない場合に「コンクリート屋内退避施設」を避難先に指定しているが、その他の支援等の詳細は不明である。

そこで、少なくとも以下の点について、住民に具体的な説明が必要と考える。

第一に、UPZ圏内の住民に食料や水の補給・配布をするための支援体制である。屋内退避の期間は事故の進展次第であり想定できない。「ハンドブック」には、「長期にわたる場合には避難に切替を行うことがあります」と記載されているが、切替までの日数は不明であり、避難するまで屋内退避を継続する必要に迫られる。また、断水・停電していても自宅に留まる住民に対し、支援が行き届く体制が必要であるが、不明である。

第二に、複合災害時に、自宅等が断水・停電・建物の倒壊などに見舞われる場合、指定されている「コンクリート屋内退避施設」に移動するとされているが、施設の詳細、また、新型コロナウイルス感染症流行下でも十分な収容人数かどうかは周知されていない。

第三に、屋内退避中の要支援者や家族、高齢者・障がい者等福祉施設への支援体制について、詳細が明らかではない。特に、通所施設を利用している障がい者・高齢者は屋内退避指示時には自宅で過ごすことになるため、同居家族を支援する体制が必要である。在宅の方々やそれぞれの施設を支援する屋内退避計画と、急な体調変化に対応した医療支援体制も必要であるが、詳細は不明である。

第四に、屋内退避指示は30km圏内に留まらず、30km圏外に及ぶことも考えられる。こうした場合の支援体制も、明らかではない。

屋内退避を効果的に、健康を損なわずに継続できるようにするには、行政による具体的な支援が不可欠である。その内容を住民に説明し周知する必要があると考える。

なお、これらの支援は、放射性物質が飛散する高線量下で実施される可能性が高く、支援者側の防護措置も十分配慮すべきと考える。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 科学的知見に基づき国が作成した「原子力災害対策指針」では、原子力発電所で事故等が発生した場合、UPZ内（原発から概ね30km圏内）では、放射性物質の放出前に先ずは予防的に屋内退避を行い、その後万が一放射性物質放出があった場合、緊急時モニタリング結果に基づき、必要により一時移転や避難等の防護措置を行うこととしている。
- 2 原子力災害時の屋内退避は、屋内に留まることによって、建物の気密性による「内部被ばく」と遮へい効果による「外部被ばく」を低減する防護措置で、避難時の混乱や被害を防ぐことができ、放射線被ばくリスクを低減できる国際的に行われる科学的に有効な手段である。
- 3 地震による家屋の倒壊等により自宅等で屋内退避ができない場合は、人命の安全確保を最優先とし、UPZ内に指定している学校や公民館等のコンクリート屋内退避施設での屋内退避や、UPZ外の広域避難所への避難を行う。
- 4 屋内退避の期間は、短期間とされているが、食糧等の支援が必要となった場合は、その補給を実動組織や関係機関と連携して実施することとしている。

【県の取組状況】

- 1 原子力災害時に必要な対応等については、訓練や新たな科学的・技術的知見により避難計画等を修正するとともに、「鳥取県原子力防災ハンドブック」の全戸配布や原子力防災講演会・放射線研修会、避難計画説明会等において、米子市及び境港市と連携して、県民に説明・周知しているところ。
- 2 各家庭における食糧等の備蓄は、普段から3日間の備蓄を推奨しているが、屋内退避に支援が生じる場合は、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を、自衛隊等の実動組織の支援を得て提供する。
- 3 UPZ内の遮へい効果や建屋の気密性が比較的高い施設をコンクリート屋内退避施設（公民館等26施設）とし、自宅で屋内退避できない場合等に避難できる場所とし、当該施設の避難者を優先的に救助することとしている。
- 4 社会福祉施設入所者は、各施設内に屋内退避を実施し、通所施設利用者等の在宅の避難行動要支援者は、家族等とともに自宅等に屋内退避を実施する。また、UPZ内に放射線防護対策施設を4か所（済生会境港総合病院、弓浜ゆうとびあ、光洋の里、ゆうとびあ）整備しており、当該施設の入所者のほか、他の社会福祉施設や在宅の要支援者等の受入れ・屋内退避を行うこととしている。
なお、要支援者の避難に余裕を確保するための避難用福祉車両（ストレッチャー）について、中国電力がUPZ内に追加配備する。